

参考資料

1 策定経過

年月日	内容
令和4年8月3日	令和4年 第1回 富谷市子ども子育て会議 ・子どもの貧困対策計画について
令和4年12月16日～ 令和5年1月10日	富谷市 子どもの生活に関する実態調査
令和5年2月2日	令和4年度 第2回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画について（中間報告）
令和5年3月8日～ 令和5年3月17日	こどもの生活に関するヒアリングの実施
令和5年3月23日～ 令和5年3月24日	子どもの生活に関するモニタリングの実施
令和5年6月5日	令和5年度 第1回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画調査結果報告・骨子（案）について
令和5年9月20日	令和5年度 第2回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画素案について
令和5年12月26日	令和5年度 第3回 富谷市子ども・子育て会議 ・子どもの貧困対策計画素案について
令和6年2月20日 ～3月10日	パブリックコメントの実施
令和6年3月27日	令和5年度 第3回 富谷市子ども・子育て会議 ・こども未来応援プラン（子どもの貧困対策計画）報告

2 富谷市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和4年8月1日から令和7年7月31日まで

8名（男性4名 女性4名）

No.	役職名	氏名	所属等	区分
1	会長	三浦 秀之	富谷小学校 校長	事業従事者
2	副会長	梅津 哲也	社会福祉法人 笑優会 理事長	
3	委員	清水 冬樹	東北福祉大学 准教授	学識経験者
4	委員	早川 典子	こん小児科クリニック 臨床心理士	
5	委員	佐藤 梢	東向陽台保育所保護者会	保護者
6	委員	小野寺 加奈子	前 富谷幼稚園保護者会	
7	委員	佐藤 潤	イオン富谷 店長	関心のある者
8	委員	日諸 喜代子	富谷市シルバー人材センター	

3 富谷市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 17 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、富谷市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置することにより、子ども・子育て支援事業計画に富谷市の子育て当事者等の意見を反映させるとともに、富谷市における子ども・子育て支援施策を富谷市の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを目的とする。

(設置)

第 2 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。

（令 4 条例 22・一部改正）

(定義)

第 3 条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援の施策に関心を有する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(平 28 条例 1 ・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和 48 年富谷町条例第 34 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成 28 年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年条例第 22 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

富谷市こども未来応援プラン

令和6年3月

発行：富谷市

編集：富谷市 保健福祉部 子育て支援課

〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田 30 番地

T E L 022-358-0516（直通）

F A X 022-358-9915

